

第25回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月30日(月)午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子
	7番	宮尾 俊一	10番	飯塚 淳一
	11番	内田 芳昭	12番	斎木 壽次
	13番	山川 政明	14番	霜鳥 勝範
	15番	生井 一広	17番	尾崎 香

4. 欠席委員 8番 丸山 嘉之

5. 提出議題

報告第13号 1月分許可状況について
報告第14号 農用地利用集積計画変更届出について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第16号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第16号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第17号 農用地利用集積計画について
議案第18号 農用地利用配分計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 望月 幸子	主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきたいと思います。
本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、15名でございます。欠席届出のあった委員は、8番 丸山 嘉之委員です。
なお、安原会長につきましては若干遅れるとのことですので、ご了解いただきたいと思います。それでは市川職務代理、よろしくお願いいたします。

議長
(職務代理) ご苦労様でございます。
上越の方では桜の花も若干咲き始めたということで、本来であれば賑わうかと思われませんが、新型コロナウイルスということで非常に世間を賑わせております。新潟県でも新潟市、小千谷市でも発生している状況です。当妙高市においては、まだ感染者がおりませんが、市では対応を協議しているところであります。
今後、どのような状況になるか予測が付きませんが、十分ひとりひとり気を付けていただきながら、早く終息していただくことを願っております。
先程、局長からのお話があった通り、会長が若干遅れるということですので、私の方で議事を進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長
(職務代理) 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第25回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

議長
(職務代理) 最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、1番の渡邊 春男 委員、2番の東條 進 委員、よろしくお願いいたします。
今回の報告事項については5件、議案については、6件のご審議をお願いします。

議長
(職務代理) これより、議事に入ります。
まず、報告事項ですが、
・報告第13号 1月分許可状況について
・報告第14号 農用地利用集積計画変更届出について
・報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第16号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
以上、報告事項5件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページ、報告第13号 1月分許可状況について、をご覧ください。
令和2年1月に申請されましたものは、3条申請が3件、4条申請が1件、5条申請が1件でありました。いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可となっております。

次に、2ページ、報告第14号 農用地利用集積計画変更届出について、です。
内容につきましては、賃貸借料の変更2件で、JAを介した円滑化事業であります。今までは、賃貸借で金額が発生しておりましたが、使用貸借に変更したいものです。圃場の条件が芳しくないため、保全管理として継続したいものです。

次に、3ページからの、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

2月に通知がありました合意解約は、3ページから5ページにかけて、合計34件であります。

内容については、他の方への貸借や貸借予定、自作や保全管理等々となっております。今回、斐太地区で多くの解約となっておりますが、これは、斐太地区の法人が体調不良によ

り規模縮小したためであります。今後は、同地区の他の法人へ引き継ぐものでありまして、新たな契約につきましては、今月と来月の集積計画にでてくる予定となっております。

次に、6ページ、報告第16号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

2月に処理しましたものは、法務局からの農地の転用事実に関する照会が2件です。

内容につきましては、1番は過去に転用許可を受けておりましたが、地目変更手続きがなされていなかったものであり、2番は長きに渡って住宅敷地として利用してきており、いずれも地区担当委員との現地確認により、現在は非農地と確認しております。

次に、7ページ、報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は11件でありまして、あっせん希望が1件ありました。新保橋近くの美守地内の田でありまして、隣接耕作者にあたってみました。不整形の田であり、水の便も悪いことからマッチングには至らず、保全管理をお願いしたところでもあります。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議長
(職務代理)

それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

議長
(職務代理)

無いようですので、報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議長
(職務代理)

次に、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

これからは、会長より議事を進行していただきたいと思います。

事務局

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番については、申請地は、大字葎生地内、登記地目、田が1筆、登記地積2,693㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、譲渡人と譲受人との間で、利用権設定し、譲受人が耕作している農地で、今後も、譲渡人は耕作管理することが困難なことから、現在耕作している譲受人に相談したところ、譲受人と合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字関山地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計4,192㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、譲渡人と譲受人が役員を務める農業法人との間で、利用権設定し、農業法人が耕作している農地で、今後も、譲渡人は耕作管理することが困難なことから、現在耕作している法人の役員である譲受人に相談したところ、譲受人個人と合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上2件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きます、担当委員の説明をお願いします。
1 番、2 番については、1 2 番の斎木 壽次委員、よりお願いいたします。

1 2 番 3 月 1 1 日に事務局と現地確認を行いました。
1 番、2 番とも事務局の説明通りであり、特に補足説明はございません。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第 1 3 号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第 1 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 1 3 号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 1 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程しま
す。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書審議については、
9 ページをご覧ください。
今月の許可申請は、2 件です。
1 番について、申請地は、大字三ツ俣地内、登記地目、田が 3 筆で登記地積合計 6 4 0
㎡、登記地目、畑が 3 筆で登記地積合計 2 5 6 ㎡、総合計で登記地目、田畑あわせて 6 筆、
登記地積 8 9 6 ㎡です。
位置図は、資料 No. 5 をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路、住宅等に囲まれ、一団の農地から分断された農地で
あり、その他 2 種に該当するものと思われます。
申請者は、申請地に庭としての住宅地の拡張、駐車場及び資材置場の整備を希望してい
ます。
ただし、本案件は、追認案件であります。
内容は、申請者は土木建築業を営んでいて、平成 1 2 年に隣接宅地に住宅を建築した際
に、日当たりの悪くなった土地を庭として造成し、また、自宅から目の届き管理するの
に利便性が良かったため、重機、土木資材や所有車両などの仮置きをはじめたところ、事
業の規模拡大に伴って次々に資材を置くようになり、農地への復旧は困難な状況となっ
てしまったものです。
今回、土地の地目を現状にあわせて変更したいという相談があり、調査した結果、これ
まで転用の手続きを経ずに整備したものであると判明し、今回の申請に至り、指導した
ものであります。
それを受けて、申請地の転用に関し、申請とともに申請人から始末書の提出がありまし
た。

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有農地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番について、申請地は、美守2丁目地内、登記地目、田が1筆、登記地積960㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。

申請者は、板金業を営んでおり、申請地を事業で使用する資材置場として整備することを希望していて、転用計画、資金計画等の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きますで、担当委員の説明をお願いします。
1番については、1番の渡邊 春男委員、
2番については、2番の東條 進委員より、お願いいたします。

1番 3月13日に事務局と現地確認を行いました。
申請地は、自宅の裏にある日の当たらない棚田になっている農地であります。
事務局の説明通りであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

2番 3月12日に事務局、古川推進委員と現地確認を行いました。
申請地につきましては、事務局の説明通りでありまして、農業用水についても支障がないため、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第14号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、10ページ、11ページをご覧ください。
今月の許可申請は6件です。
1番について、申請地は、美守2丁目地内、登記地目、田が1筆、登記地積991㎡のうちの675㎡です。
位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、隣接施設の建替え建設工事を請け負っている業者で、それに伴う工事資材の資材置場として令和3年12月31日までの賃貸借による一時転用を希望しています。
2番について、申請地は、大字関山内、登記地目、田が1筆、登記地積1,382㎡のうちの652㎡です。
位置図は、資料No.7をご覧ください。
申請地は、関山駅から300m以内の区域にあることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、低温倉庫1棟の建築整備を希望しています。
3番について、申請地は、学校町内、登記地目、田が1筆、登記地積302㎡です。
位置図は、資料No.8をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地を売買により購入し、住宅1棟、カーポート1棟の建築整備を希望しています。
4番について、申請地は、白山町3丁目内、登記地目、田が5筆、登記地積合計1,285.86㎡です。
位置図は、資料No.9をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地を売買により購入し、6区画の宅地造成整備を希望しています。
5番について、申請地は、大字柳井田内、登記地目、田が1筆、登記地積249㎡です。
位置図は、資料No.10をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路、住宅等に囲まれ、一団の農地から分断された農地であることから、その他2種農地に該当すると思われます。
譲受人は、同地域での住宅建築用地を探していたものであり、申請地は最適地と判断しました。
譲受人は、申請地を売買により購入し、住宅1棟の建築整備を希望しています。
6番について、申請地は、栗原3丁目内、登記地目、田が12筆、登記地積合計7,177㎡で、事業全体の事業用地は実測で8,077.29㎡です。
位置図は、資料No.11をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地を購入し、23区画の宅地の造成整備、団地内道路、緑地、消火栓の用地として整備することを希望しています。
なお、本事案については、許可面積が3,000㎡を超えるため、本来であれば農地部会を開催し、議案内容と現地の確認をしていただくところでありましたが、新型コロナウイルスへの感染防止の対応として、部会による現地確認をせずに、事前に書類審査をいただいたところでありました。
今回の総会で許可相当の議決を賜った場合には、4月の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問する案件であることを申し添えます。
以上、6件ですが、転用計画、資金計画等の関係書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、2番の東條 進委員、

2番については、12番の斎木 壽次委員、

3番と4番については、17番の尾崎 香委員、

5番と6番については、7番の宮尾 俊一委員より、お願いいたします。

- 2番 1番について、先程の4条の2番の案件と一緒に3月12日に事務局、古川推進委員、と現地確認を行いました。申請農地は、隣接する施設の建て替え工事によるものでありまして、一時転用でございます。工事用車両の駐車場とのことであります。特段問題ないと思います。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 12番 2番について、平成29年に売買によって取得したもので、経営規模拡大に伴い低温倉庫を増設するものです。関係書類を完備し、資金計画の方も自己資金とのことです。特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 17番 3番と4番について、3月11日に石山推進委員、事務局と現地確認を行いました。3番について、事務局の説明通り、第1種低層住居専用地域で申請地の東側には学校や病院、公共施設、南側にはガソリンスタンド、理髪店などがあり、とても利便性の良い場所です。4番についても第1種低層住居専用地域であり、とても利便性のよい場所です。3番、4番とも現地確認、関係書類を確認したところ許可して差し支えないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 7番 5番、6番について、3月12日に事務局、金子推進委員と現地確認を行いました。5番については、岡崎新田地内にある柳井田の飛び地であります。事務局の説明通りでありまして、特に問題ないと思いますので、ご審議くださいますようお願いいたします。6番については、耕地面積が小さく、以前から造成を希望されているところでありました。地元の方も喜んでいてのではないかと思います。特に問題もないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案第15号の質疑を行います。質問、意見等がありましたらお願いします。
- 会長 5条の1番についてですが、隣接する施設は工事期間中どうなるのでしょうか。
- 事務局 計画によると、既存の建物の南側に土地があり、そこに建築し、出来上がったら引っ越しをして建物を壊すということで、中断はないとのことです。
- 議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議長 これより、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、許可することに決定しました。
- 議長 次に、議案第16号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第16号 農地法の適用を受けない事実確認願については、12ページをご覧ください。今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字小濁地内、登記地目、畑が1筆、登記地積148㎡です。
位置図は、資料No.12をご覧ください。

申請地は、昭和55年頃から、おおむね40年前から、耕作する労力がなく畑として耕作されなくなったことから、周囲の山林とともに山林化している状況を確認しました。

申請農地については、現地の状況や周囲の環境などの状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
15番の生井 一広委員より、お願いします。

15番 3月13日に事務局と現地確認を行いました。
現地について区長さんに確認すると、申請地に行く道もなくなっているようで、長い間耕作されず現在に至っているようです。周囲とともに山林化していることを確認しました。申請のとおり、非農地と判断して問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第16号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会長 ちなみに小濁地区は何軒あるのですか。

事務局 1軒です。

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第16号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案17号のうち、68番から77番までは農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、68番から77番を除く、1番から67番までの67件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ 議案第17号 農用地利用集積計画について、です。
今月は、新規設定、再設定、合わせて合計77件となっています。
まずは、そのうちの67件について説明いたします。
初めに新規設定です。
主だったものについて説明いたします。
13ページ、1番から4番については、先ほどの合意解約で説明した斐太地区の解約後の貸借契約であります。貸借期間の終期ですが、他の圃場契約の期間と統一するため、半端な日にちとなっています。

14ページ、11番については、賃貸借料の金額が端数となっておりますが、対価額を10a当りに換算したことによるものです。

15ページ、17番につきましては、公益社団法人の新規就農であります。

公益社団法人は一般法人に属し、農地を所有することは出来ませんが、貸借することは出来ます。但し、3つの条件がありまして、貸借契約に解除条件を付けること、地域において適切な役割分担のもとに農業を行うこと、執行役員が常時農業に従事することが条件となっております。

こちらにつきまして、3月3日に担当地区農業委員と地域の代表の方とヒアリングを行いました。

申請に至った経緯ですが、法人のイメージアップのため、また会員の生きがいをづくりのためなどから始まったと聞いております。

法人の事務所近くに、会員所有の2年ほど耕作されていない農地があったためこちらを活用し、ジャガイモや里芋、枝豆などを栽培し、収穫できたら、さん来夢のショップにて販売する計画です。こうした活動を通して会員の増加へ繋げたいとのことであります。

ヒアリングの結果、先ほどの3条件の確認が出来ましたので、新規参入について認めることといたしました。

18番、19番は、農地中間管理事業を利用した貸付となります。同一人ですが、圃場の条件が異なるため、契約形態が賃貸借と使用貸借となっております。

続いて、16ページをご覧ください。

こちらも主だったものについて説明いたします。

20ページ、52番ですが、対価額については固定額ではなく金額に幅をもたせております。これは、この範囲内において、その年の出来高によって両者にて話し合いにより決定することとあります。

他は、引き続きの再設定であり、特段、期間、賃貸借の内容等、問題がないと思われま

す。以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第17号の1番から67番について質疑を行います。
 質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 13ページの5番、6番ですが、農業委員の皆様から手伝っていただいた大豆の畑のところですね。以前、契約するときには3年間無償で対応をお願いしたいということで契約に至ったかと思うのですが、今回作る方が変わるということですが、地主の方については今後も無償でという確認は取れているのでしょうか。

事務局 取れております。

議 長 他にありませんか。
 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第17号「農用地利用集積計画について」、1番から67番を採決します。
 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号のうち、1番から67番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きます。同じく議案第17号「農用地利用集積計画について」のうち、68番を上程します。68番については、渡邊 春男委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【渡邊委員退席】

議 長 それでは、議案第17号「農用地利用集積計画について」のうち、68番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続いて、68番についてご覧ください。
内容については、再設定です。対価額、貸借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われま
す。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第17号の68番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第17号「農用地利用集積計画について」、68番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号のうち、68番については、市長に要請することに決定いたしま
した。
それでは、渡邊委員の退席を解除します。

【渡邊委員復席】

議 長 問題なく承認されました。

議 長 続きます。同じく議案第17号「農用地利用集積計画について」のうち、69番から75番を上程します。69番から75番については、私に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、議長交代の上退席します。

【安原会長退席】

議 長 (職務代理) それでは、議案第17号「農用地利用集積計画について」のうち、69番から75番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページ69番から75番について説明いたします。
こちらは、先ほどの斐太地区の法人の合意解約によって、借受人が新たに引き受けるも

のであります。場所については、借受人の現在の耕作圃場と集積するよう借り受けるものであります。

経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われま
す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長
(職務代理)

それでは、議案第17号の69番から75番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長
(職務代理)

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長
(職務代理)

これより、議案第17号「農用地利用集積計画について」、69番から75番を採決しま
す。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長
(職務代理)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号のうち、69番から75番については、市長に要請することに決
定いたしました。
それでは、安原会長の退席を解除します。

【安原会長復席】

議 長
(職務代理)

問題なく承認されました。

議 長

続きまして、同じく議案第17号「農用地利用集積計画について」のうち、76番、7
7番を上程します。76番、77番については、霜鳥 勝範に関する案件ですので、農業
委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【霜鳥委員退席】

議 長

それでは、議案第17号「農用地利用集積計画について」のうち、76番、77番につ
いて、事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページ76番、77番についてご覧ください。
内容については、再設定です。対価額、貸借期間は双方での話し合いにより決定してお
り、経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われま
す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案第17号の76番から77番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第17号「農用地利用集積計画について」、76番から77番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号のうち、76番から77番については、市長に要請することに決定いたしました。
それでは、霜鳥委員の退席を解除します。

【霜鳥委員復席】

議 長 問題なく承認されました。

議 長 続きまして、議案第18号「農用地利用配分計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページ 議案第18号 農用地利用配分計画についてです。
こちらは、15ページ17番、18番の集積計画について、農地中間管理機構への貸し付け分を受け手である方へ貸し付ける際の手続きとなっています。
今月は1件です。耕作状況については上越市での耕作分を含んでおります。内容については、期間等、当事者間での合意した内容となっております。
以上、宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第18号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これより、議案第18号「農用地利用配分計画について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて第25回農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之